第４　海外において経営力向上のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

１　国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

２　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

３　計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

４　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

５　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領（平成24年２月１日中小企業の会計に関する検討会）」又は「中小企業の会計に関する指針（平成17年８月１日日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

６　中小企業等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の規模に応じて柔軟に経営力向上計画の認定を行うものとする。

７　中小企業等の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業等が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行えるよう、中小企業等が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

旅館業の分野について、法第26条第１項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、１及び２に掲げるとおりとする。

１　事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

一　普及啓発及び研修等

企業経営や実務担当者に有益な研修事業等を年に１回以上行っていること。これらの成果について、セミナーや会報、Webサイトによる情報の発信等を図ること。

二　経営力向上に関する最新の知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等

売上高等の業界の動向に関する調査、消費者の意識に関する調査又は経営力向上に必要な知識の習得に関する活動等を、年１回以上行っていること。

２　事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

一　組織体制

イ　窓口となる拠点を有していること。

ロ　役員（会長、副会長等）がおり、かつ、常勤職員が２人以上いること。

ハ　事業者団体の運営や業界振興に係る定期的な会合を年１回以上開催していること。

ニ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る１年以上の実務経験を含む３年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、１に掲げる事項を行うこと。

ホ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となり、適切な人材管理を行うとともに、下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　参加事業者数が20以上であること、参加事業者の名簿・連絡先を持っていること。

ロ　会員からの会費収入、自主事業による収入又は自治体からの財政的支援等、適切な収入基盤を有すること。

ハ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

３　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

第６　適用範囲

本指針の適用範囲は、旅館業法第３条第１項の許可を受けて営む営業とする。

○農林水産省告示第千四百十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十七年十二月二十四日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月一日

農林水産大臣　森山　裕

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が平成30年12月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第48667号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合液肥ダイケミ５号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第48668号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合液肥ダイケミ７号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地